

# 名張市立桔梗が丘中学校いじめ防止基本方針

※ 第〇条は、いじめ防止対策推進法関係条項を意味する

## 1 いじめに対する基本的な考え方(第2条)

いじめとは、「当該生徒に対して一定の人間関係にある者が、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)」であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (基本的な考え方)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び教職員の責務)(第8条)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に対処する。

## 2 いじめ防止等の対策のための校内組織(第24条)

### ① いじめ防止対策委員会

(構成メンバー)校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、  
\*スクールカウンセラー・PTA会長  
(＊印は、必要に応じ連携・協議する)

### ② 役割

いじめ防止等の取組や計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

### ③ 開催時期

いじめが疑われた場合、迅速に開催するが、毎学期末に定期的に開催し、各学期ごとの検証を行う。

### ④ 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組(第16条・22条)

### ① いじめの防止

- ・ いじめを許さない学校風土の醸成
- ・ 社会性やコミュニケーション能力の育成
- ・ 自己有用感や自尊感情の育成
- ・ 生徒自らがいじめについて学ぶ自主的な取組の推進

### ② 早期発見

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ・ 日常的な生活ノート(連絡帳等)、家庭訪問の取組
- ・ チェックリスト等の作成や教職員の情報共有体制整備
- ・ 生徒や保護者が相談しやすい環境整備

- ③ いじめに対する措置
  - ・ いじめられた生徒、知らせた生徒の安全確保
  - ・ 担任一人が抱え込まない情報共有体制・組織対応体制の確立
  - ・ 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携
- ④ いじめ対応等に関する教職員の資質向上

## 4 重大事態への対処(第 28 条)

重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時をいう。(生徒が自殺を企図した場合等)

- いじめにより、生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時：不登校の定義をふまえて、年間 30 日をめやすとし、一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時：重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告する。(学校長→市教委→市長)
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を実動する。(いじめ防止対策委員会)
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。(市いじめ問題専門委員会による調査等)
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 5 保護者・地域・関係機関等との連携(第 22 条)

組織的ないじめ対応の流れ

- ① **情報収集** 教職員、生徒、保護者、地域住民その他から、いじめ防止対策委員会に情報を集める。(いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める)
- ② **指導・支援体制の構築**
  - いじめ防止対策委員会を機能させる。
- ③—イ **生徒への指導と支援**
  - いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
  - いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわぬ力を育む。
  - いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ロ **保護者との連携**
  - つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ハ **関係機関との連携**
  - 必要に応じ、警察・福祉等関係機関と連携する。
- ④ **いじめ解消の要件**
  - いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月が経過している。
  - いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていない。

## 6 教育委員会との連携(第 22 条)

市教育委員会とは、随時報告や相談、連携・協力体制をとり、支援・指導のもと対応する。